

民生環境常任委員会 審査順序

● 付託議案について

議案第18号 令和5年度八戸市一般会計補正予算

○歳出

款	項	摘 要
第1条の歳出中 2款 総務費	1項 総務管理費	3目24節社会福祉基金積立金、健康づくり推進基金積立金、こども未来基金積立金、5目、6目、9目、13目
	3項 戸籍住民基本台帳費	
	7項 諸費	
3款 民生費	全部	1目18節八戸圏域水道企業団負担金、13目、14目18節、23節を除く
4款 衛生費	1項 保健衛生費	
	2項 清掃費	7目
7款 商工費	1項 商工費	
第2条 繰越明許費中		
2款 総務費	3項 戸籍住民基本台帳費	
3款 民生費	全部	
4款 衛生費	全部	
第3条 債務負担行為の補正		令和6年度乳幼児定期予防接種ワクチン購入経費

議案第22号 令和5年度八戸市国民健康保険特別会計補正予算

議案第28号 令和5年度八戸市霊園特別会計補正予算

議案第29号 令和5年度八戸市介護保険特別会計補正予算

議案第30号 令和5年度八戸市国民健康保険南郷診療所特別会計補正予算

議案第31号 令和5年度八戸市後期高齢者医療特別会計補正予算

議案第32号 令和5年度八戸市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算

議案第36号 八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第37号 八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議案第36号

「八戸市無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」

1 改正理由

無料低額宿泊所の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、入居申込者に対する重要事項等の提供方法について規定の整備をするためのもの。

2 改正の概要

入居申込者に対する重要事項等の提供方法について次のとおり改正する。
(第14条7項第2号を改正)

改正前	改正後
<u>磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物</u> をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法	<u>電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。）</u> をもって調製するファイルに第1項の重要事項及び第2項の事項を記録したものを交付する方法

3 施行期日

公布の日

八戸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正の理由

「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（内閣府令）」の一部改正に伴い、本市においても特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正を行うもの。

2 改正の内容

(1) 施設の重要事項の掲示等について（第 23 条を改正）

特定教育・保育施設等における重要事項の掲示について、書面掲示の義務付けに加え、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするよう見直しを行うもの。

(2) 電磁的記録について（第 53 条第 2 項第 2 号を改正）

特定教育・保育施設等における特定の記録媒体の使用による記録の交付を定めた規定について、媒体の種類を特定しない表記に改めるもの。

3 施行期日

公布の日から施行する。ただし、(1)の改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。